

定 款

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、青果物の安定的な生産出荷の推進、生産者の経営支援、青果物の生産から流通加工、需要の拡大等を図るための事業を実施し、地域経済の発展及び国民生活に不可欠な食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野菜等の卸売市場価格又は加工業者等実需者との契約価格が著しく低落した場合に生産者に補給金を交付する事業
- (2) 加工原料用果実の価格が著しく低落した場合に生産者に補給金を交付する事業及び果実の生産出荷体系の改善を促進する助成事業
- (3) そばの売買実勢価格が生産者団体と実需者間で締結した売買価格と乖離した場合に補給金を交付する事業
- (4) 青果物に対する需要を増進するための事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山形県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる個人又は団体のうち本会の事業に賛同するものであって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- (1) 山形県内の農業協同組合
- (2) 山形県内の農業協同組合連合会であって、山形県内全部をその地区とするもの又は事業を実施する山形県内に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とするもの
- (3) 山形県
- (4) 山形県内の市町村
- (5) 公益財団法人中央果実協会
- (6) その他本会の目的に賛同する者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 本会は、前項の規定により承認したときは、その旨を当該申込みをした者に通知し、第39条に規定する預かり出資金を預けさせるものとする。

3 本会の会員となろうとする者は、前項の規定により預かり出資金を預け入れた時に本会の会員となる。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、本会は、総会の開催日の1週間前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長理事は、除名の決議があったときその理由を明らかにした書面をもって、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 預かり出資金口数全部の譲渡をしたとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が召集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、各会員につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議の省略)

第18条 理事又は会員が総会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案に可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときには、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席会員の中からその総会において選任された議事録署名人2人が記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上13名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長理事、1名を副会長理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長理事、副会長理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長理事は、会長理事を補佐する。
 - 4 常務理事は、理事会において定めるところにより、本会の業務を執行する。
 - 5 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務の執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長理事が招集する。
- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。
- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事がこれに当たる。
 - 3 会長理事と副会長理事が欠けたとき又は会長理事と副会長理事に事故があるときは、当該理事会において出席理事の中から選任する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 本会の事業の円滑な運営をはかるため、理事会の決議により、必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の種別)

第35条 本会の資産は、これを基本財産、交付準備金及びその他の財産とする。

(基本財産)

第36条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産

(2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(交付準備金)

第37条 交付準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会員からの負担金

(2) 地方公共団体、公益財団法人中央果実協会及び独立行政法人農畜産業振興機構から交付準備金に充てることを指定して交付された補助金等

2 交付準備金は、補給金の交付に充てる場合及び交付予約数量の変更等に伴い負担金を払戻しする場合並びに補助金等を返還する場合を除き、これを取崩してはならない。

(資産の管理)

第38条 本会の資産の管理は、会長理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める経理規程によるものとする。

(預り出資金)

第39条 本会は、第4条第1項に掲げる事業を円滑に実施するため、会員及び会員になろうとする者から、理事会で定めるところにより預かり出資金を引き受ける。

2 預かり出資金1口の金額は、1万円とし、各口につき全額を一時に引き受けるものとする。

3 本会の会員及び会員になろうとする者は、預かり出資金の払込みについて相殺をもって本会に対抗することができない。

4 本会は、退会を理由として会員から預かり出資金の払戻し請求があったときは、返還するものとする。

ただし、除名により退会した会員については、第9条第1項の決議をもって返還するものとする。

- 5 会員は、理事会の承認を受けなければ預かり出資金の一部又は全部を譲り渡すことができない。
なお、譲り受ける者は現に会員である者に限る。
- 6 本会は、会員が本会に対して支払うべき債務があるときは、返還すべき額と相殺することができる。

(借入金)

第40条 本会は、第4条第1項に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の決議により定める限度額の範囲内で、その事業年度内において一時借入をすることができる。
ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 業務の執行

(業務方法書)

第45条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。
2 業務方法書は、理事会の決議を経て会長理事が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 職員は、会長理事が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

第13章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長理事は 長澤 豊、常務理事は 三澤 雄一 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。